

別表 1

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	<p>以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。</p> <p>なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、府が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする（ただし、令和5年4月1日から令和5年5月7日までに生じた補助額については、別記1ア(ア)⑤を、令和5年5月8日以降に生じた補助額については、別記2ア(ア)④を除く）。</p>
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	定員	
訪問介護事業所		320	事業所	
訪問入浴介護事業所		339	事業所	
訪問看護事業所		311	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		137	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所	
居宅介護支援事業所		148	事業所	
福祉用具貸与事業所		-		
居宅療養管理指導事業所		33	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所	
介護老人福祉施設		38	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		40	定員	
介護老人保健施設		38	定員	
介護医療院		48	定員	
介護療養型医療施設		43	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30 人以上）		37	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29 人以下）		35	定員	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 2

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表 3

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	268	事業所	<p>以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。</p> <p>なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、府が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。</p>
	大規模型（Ⅰ）	342	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	445	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		115	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		113	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	355	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	567	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		13	定員	
訪問介護事業所		160	事業所	
訪問入浴介護事業所		169	事業所	
訪問看護事業所		156	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		68	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		102	事業所	
居宅介護支援事業所		74	事業所	
福祉用具貸与事業所		282	事業所	
居宅療養管理指導事業所		16	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		237	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		319	事業所	
介護老人福祉施設		19	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		20	定員	
介護老人保健施設		19	定員	
介護医療院		24	定員	
介護療養型医療施設		21	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		18	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 30人以上）		19	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員 29人以下）		18	定員	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
 - ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。